

社会福祉法人 日置市社会福祉協議会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日置市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(会長・副会長報酬)

第2条 報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 会長	月額	30,000円
(2) 副会長	月額	10,000円

(役員報酬)

第3条 役員（市行政職員を除く。）が、その職務のため、理事会等に出席したときは、報酬として次のとおり支給する。

(1) 理事及び監事	1日	3,500円
(2) 監事の監査	1日	5,000円

(評議員の報酬)

第4条 評議員（市行政職員を除く。）が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として次のとおり支給する。

評議員	1日	3,500円
-----	----	--------

(事業に伴う報酬)

第5条 本会の実施する事業に伴う報酬（市行政職員を除く。）は、次のとおりとする。

(1) 心配ごと相談員	1日	3,500円
(2) ボランティア運営委員	1日	3,500円
(3) 市福祉大会表彰選考委員	1日	3,500円
(4) 生活福祉資金等調査委員	1日	3,500円
(5) 評議員選任・解任委員	1日	3,500円

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、会務出席の都度支給する。ただし、会長・副会長報酬及び心配ごと相談日の心配ごと相談員報酬は、月末締め翌月10日までに口座振込により支給する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

改正内容

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

[第 2 条第 1 項第 1 号会長月額「30,000 円」を「18,000 円」に、同項第 2 号副会長月額「10,000 円」を「6,000 円」に改正。第 3 条第 1 項第 1 号理事、監事及び評議員 1 回「3,500 円（監査を除く）」を「2,000 円（監査を除く）」に、同項第 4 号ボランティア推進委員 1 回「3,500 円」を「2,000 円」に、同項第 5 号生活福祉資金調査委員等 1 回「3,500 円」を「2,000 円」に改正]

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

[第 2 条第 1 項第 1 号会長月額「18,000 円」を「30,000 円」に、同項第 2 号副会長月額「6,000 円」を「10,000 円」に改正]

この規程は、平成 21 年 5 月 27 日から施行する。

[第 3 条第 1 項第 1 号理事、監事及び評議員 1 回「2,000 円（監査を除く）」を「3,500 円（監査を除く）」に、同項第 4 号ボランティア推進委員 1 回「2,000 円」を「3,500 円」に、同項第 5 号生活福祉資金調査委員等 1 回「2,000 円」を「3,500 円」に改正]